

# 展転社を支援する会

第1号

発行 平成24年10月20日  
 「南京裁判」展転社を支援する会  
 (会長 阿羅健一)  
 〒102-0093  
 東京都千代田区平河町二一六一五〇二  
 高池法律事務所所気付  
 電話 〇九〇-七二五-六二五六  
 (事務局長 福永武)  
 郵便振替 00170-1-679142

## 「言論の自由」と日本の主権を守る闘いにご支援ご協力を



本会会長 阿羅健一

**新たな訴訟**  
 再び中国が訴訟を持ちだしてきた。

発端は、夏淑琴という女性が十年以上も前に南京事件の被害者と言いだしたことから。夏淑琴は度々体験を述べており、また夏淑琴に対する聞き書きもあつて、それらには矛盾がある。松村俊夫氏は著書『南京虐殺』への大疑問』のなかで、このような矛盾があるのは、彼女たちの責任でなく、ただそのように仕立てられただけなのであると、と書いた。夏淑琴の証言を比較検討すると、当然の表現である。すると平成十二年十一月、

夏淑琴は松村俊夫氏を南京の裁判所に訴えると言いだし、平成十五年六月、一千万円の損害賠償を求める訴状を南京の裁判所に提出した。それまで犠牲者だとする中国人が日本の裁判所に訴えることはあつたが、中国で訴訟を起こしたのは初めてである。

同十八年六月、南京の裁判所は松村俊夫氏に出廷する召喚状を送ってきた。日中間に民事訴訟の効力を認める取りきめがなく、松村俊夫氏に応ずる義務はない。しかし、南京の裁判所は一方的に進め、十一月十五日、証拠交換を行い、二十三日には審理を始め、

夏淑琴だけが出廷し、即日結審となった。そして平成十八年八月、約五百万の損害賠償を命ずる判決を下した。それから六年、今回、突然この損害賠償を強制執行するよう日本の裁判所に訴えただけである

### 展転社の狙い撃ちか

夏淑琴の前には李秀英という女性が事件の犠牲者だとして体験を話し、松村俊夫氏はこの証言にも疑問を呈し、訴訟となり、平成十七年一月、五千万円の支払いを命ずる判決が確定した。これと全く同じ訴訟がもう一つ行われた。東中野修道氏が『南京大虐殺』の徹底検証』のなかで李秀英と夏淑琴を批判し、同様に訴えられ、支払いを命ぜられたのである。ここで注目したいのは、

『南京虐殺』への大疑問』にしても、『南京大虐殺』の徹底検証』にしても、展転社から発売されている本だということだ。

南京事件を批判する本は多くの出版社から刊行されているが、展転社の書籍だけが訴えられている。たとえば東中野氏の南京事件批判本は展転社以外にも刊行されているが、訴訟となっていない。

中国にとり、展転社の刊行物は棘のようなもので、展転社を狙い撃ちに行っているのではないだろうか。中国の国家権力で黙らせることはできないが、日本の裁判所によって展転社を潰すことができると考えていないか。

反論があれば、言論で言い返せばよい。しかし反論はしない。河村名古屋市長の発言に対して反論せず、交流などを取りやめるなどの手段を取

る。それと同じものである。と考えると、一出版社のこととしてこの訴訟を見過ごすことはできない。

### 弁護士先生の奉仕

中国が日本の裁判所に訴えた場合、当事者である著者と出版社が対応するが、法律に關することなのでなかなか適切な対応ができない。そのようなとき、助言をし、代理人を買ってでる弁護士が現れる。これまでの例から挙げると、高池勝彦、山口達視、小沢俊夫、牧野芳樹、稲田朋美、勝俣幸洋、内田智、荒木田修、清水政彦、尾崎幸廣といった弁護士方である。この弁護士方により、訴えられた著者や出版社は中国の国家権力と対等に議論することができた。

ここで内情を明らかにすると、このときの弁護士先生は手弁当である。稲田朋美弁護士はその当時大阪に住んでいたため、打ち合わせや出廷の度に新幹線を使用することになるが、それらは自弁であった。また、どの弁護士先生も日常の業務に追われており、その上にこの支援業務が加わ

るため、本来の業務や日常生活が犠牲になる。長年関わってきた高池勝彦弁護士は、これら奉仕業務に日曜日を充てている。わざわざ日曜日に事務所へ赴いているのが実情だ。

弁護士先生の大きいなる支援と努力に負っているのである。

### 私たち支援者がなすべきこと

私たちは、政治的圧力で歴史を曲げようとする中国への憤りからこの裁判に関心を持ったのだが、どのように行動すればよいのであろうか。

訴えられた人たちにとって、多くの人が傍聴に来てくれることは心の支えとなる。

## 夏淑琴裁判とは

中国女性夏淑琴の代理人渡辺春己弁護士が東京地裁に提訴した私と展転社に対する裁判にご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成十六年四月二十日、中国江蘇省南京中級法院からの

また弁護士先生にとっても大きい励みになるという。

これらから、私たちができる第一のことは都合がつかう。裁判日時は高池法律事務所か事務局長に問い合わせればわかる。

また、寄せられる支援金は会報の作成と発送で消える。

弁護士先生はコピーなどの経費も自前であるが、支援金が多ければそれらに充てることができる。ということは、多くの支援者が無理せず、少しずつ支援することが望まれる。松村俊夫氏と展転社を励ますとともに、弁護士先生へ感謝し、支援を続けようではないか。

### 松村俊夫

夏淑琴を原告とする訴状が千葉地裁を通じて私の家に送達されました。しかし私は応訴する気は無い旨千葉地裁に文書で提出しておきましたが、平成十八年六月一日に南京の民事裁判所から裁判に出廷す

るよう召喚状が届きました。しかし日本人の私にはその義務は無いし、一旦出廷したら

南京大虐殺の否定は中国の歴史認識に違反するとして拘束され、原告主張の名誉棄損を理由とする賠償金を支払うまで帰国できないことを危惧したので、やはり千葉地裁に説明文書を提出して召喚には応じませんでした。

欠席裁判の結果、早くも平成十八年八月二十三日に展転社と私に合計八十万円を払うように命じた判決がありました。

円に換算して五百万円余の私の負担は、年金収入の二年分以上に相当しますから、私の生活設計を破壊して生きる権利を奪うことになりません。しかし当時の日本の新聞のみならず、中国国営の新華社すらこの判決に基く強制執行は出来ないと報じていましたから、そのままにしておきました。

ところがそれから六年過ぎた今年の七月、東京地裁から突然前記判決に基く賠償金支払の強制執行を求める裁判が行われる旨の通知が届いたのです。

平成九年に主として外国人が残した資料を参照して南京事件を調べていた私は、アメリカのマギー牧師が現場を訪れた一家十一人の殺人と二人の女の子が生き残ったという事件のいきさつに疑問を感じました。

「一九三七年二月一日の南京陥落の日に、南門近くの家に日本兵が乱入して一六歳と一四歳の娘達をも強姦し、子供を含む男女十一人を殺害した。七・八歳と五歳の女の子二人だけが難を免れて生き残り、十四日後に安全区から戻ってきた近所の老婆に発見された。翌年一月二十六日にこの知らせを受けたマ

ギー牧師は、生き残った子供二人と近所の人からこの惨劇の経過を聞きとった」

以上が根本資料と言わばマギー牧師が一月三十日に妻に書いた手紙の要約です。ところが彼が二月十日にドイツ大使館のローゼンに渡したこの時の写真説明では、

「このような恐ろしいことが起こり始めると近所の人々は安全区に避難した」

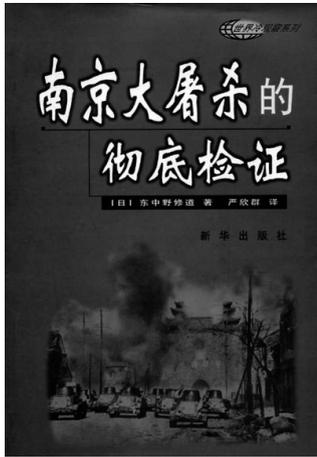
と全く不合理なことを書いています。現場の様子を見て記録しているのはマギー一人だったし、惨劇を目撃したのは数え年八歳の女の子しかいません。マギーが記録したの

はおそらくその女の子直接と



海賊版『南京虐殺』への大疑問』シナに国際規範は通用しない

海賊版『南京虐殺』の徹底検証 まさに無法国家



いうより近所の人からの又聞きでしょう。そして今では、一九八四年になって突然その叔母という王芝如に伴われて現れた夏淑琴が、二〇歳と一八歳の姉を殺された生き残った女の子の成長した姿とされています(王芝如の話)。

私は平成十年に展転社から発行した『南京虐殺』への大疑問』に本件についての数々の疑問点を述べたことが、南京大虐殺犠牲者が二セモノ扱いされ、心と名誉とを深く傷つけられたとして訴えられた理由です。

「南京大虐殺」は事実であると決めている中国とは違って、日本では過去の内外の資料を掘り起こす研究が進み、今ではこの事件は蒋介石政権がアメリカ人宣教師やメディアを使って宣伝したものに違

いないことが白日の下に晒されています。ここではその詳細には触れませんが、渡辺春己原告代理人は、東京裁判、南京軍事裁判当時のまま思考がストップし、かかる新しい事実研究には一顧もしない人物とみえます。というのはその歴史認識もさることながら、私が本に書いたり、その後の研究で明らかになった諸点を完全に無視しているからです。

一、江蘇省人民出版社刊『拉貝(ラーベ)日記』中の「日本兵士暴行」(南京安全地帯の記録中の案件と同じもの)第二一九件は、マギーが一月三十日前後に国際委員会に届け出たものです。

「二月十一、十三日に城南の一戸に住む十三人のうち十一人が日本兵に殺され、女子は強姦もされていたが、二人の子供だけが生き残った」

このように事件発生は難民が安全区から家に戻り始めた最初の頃の一月十三日、十四日だったからこそ約

二週間後に老婆に発見されその通知を受けて現地へ行ったマギーが一月三十日の手紙に書いたというのが合理的に考えた事件の経過です。決して十二月十三日の惨劇ではなかったことがわかります。陥落直前の南門付近の住民は、南京防衛軍によつて強制的に立ち退きを命じられていました。また翌年一月半ばには、住むところも食糧も無い敗残兵の一部が家に戻ってきた難民を襲うケースが増えていった頃にあたっています。

一、アメリカ・エール大学神学図書館に残るマギーの写真説明に、一九三八年三月にこの事件現場を再度訪問したときのものがあります。

「二人の子供、七、八歳の少女と三、四歳のその弟が彼等の一六歳と一四歳になる姉達が強姦された部屋の小さな島に通じる戸の前に立っている」

この写真とされるものが『拉貝日記』などに見られますが、生き残ったのは二人の姉妹ではなくして姉弟だったのです。これを見るだけで夏淑琴や判決書が主張する「生

き残り姉妹」が崩れてしまいます。

判決文はこれら資料の存在を知らぬげに、記録者が違う資料が多いけれど、

「事件発生時間、場所、遭難者の被害状況がほぼ一致していることがわかるから、事件は真実だった」

と、実証を重んじる日本の裁判では考えられない判決を下しました。しかも仮に事件は真実だったとしても、犯人が日本兵だったとの証拠は全くありません。その他採用している証拠類も齟齬や間違いが多いし、とても日本の裁判手続や公序良俗とは相容れることはないと言えます。例えば先に述べたマギーがローゼンに渡した説明を、ベイツが書いていると判決文にあります。

純法律的な問題については弁護士の方々に御任せしますが、一言加えたいことがあります。それは訴状をよく読んでみると、中国も本件の強制執行は出来ないかと判断していたようなのに、渡辺代理人が日本の裁判所の判例に異議を主張している中央大学奥田安

き残り姉妹」が崩れてしま

弘教授の一年以上前の意見書という一学説に基いて提訴をしているということ。国際法上日本の裁判所は中国での判決を否定は出来ませんが、かかる無法な日本の裁判所への提訴を退けることは出来ると信じております。

南京裁判・訴訟代理人目録

- 高池勝彦弁護士
  - 青山定聖弁護士
  - 荒木田修弁護士
  - 尾崎幸廣弁護士
  - 小澤俊夫弁護士
  - 勝俣幸洋弁護士
  - 牧野芳樹弁護士
  - 田中平八弁護士
  - 田中禎人弁護士
  - 田辺善彦弁護士
  - 中島繁樹弁護士
  - 馬場正裕弁護士
  - 浜田正夫弁護士
  - 藤野義昭弁護士
  - 松本藤一弁護士
  - 三ツ角直正弁護士
  - 森統一弁護士
  - 山口達視弁護士
- (計18人)

我々も共に闘います！

